

「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁） 【1回目の回答日】平成 23 年 8 月 12 日～8 月 23 日
【勧告日】平成 23 年 2 月 1 日 【2回目の回答日】平成 24 年 10 月 17 日～10 月 23 日

1 調査概要

製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、関係機関における製品安全対策の実施状況を調査。その結果を踏まえ、平成 23 年 2 月 1 日に消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対して、①製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供、②事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供等について勧告

今回は、各省庁が講じた改善措置状況について、2回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び各省庁が講じた改善措置状況

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

勧告事項

- 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告について周知・徹底、重大製品事故か否か判断できない場合の運用の明確化等（消費者庁及び経済産業省）
- 消費者安全法に基づく重大事故等について、警察機関及び消防機関から消費者庁に幅広く迅速に通知されるようにすること（消費者庁）
- 重大製品事故の適切な報告の指導（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 製品事故報告の徹底、重大製品事故か否か判断できない案件についての迅速な相談等を事業者に対し要請。当該制度を解説したハンドブックを改訂するなど一層の周知を実施（消費者庁及び経済産業省）
- 警察庁及び消防庁に協力を要請した結果、消費者安全法に基づく通知の件数が大幅に増加（消費者庁）
- 報告漏れの事業者を的確に把握し、報告の指導を徹底（消費者庁）

(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明

勧告事項

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における原因究明調査の進行管理の定着及び着実な実施の確保（経済産業省）
- 消防機関と機構との連携及び情報共有のより一層の促進（総務省（消防庁）及び経済産業省）

2回目のフォローアップ結果

- 機構は、リスク評価による優先度付けに応じた調査、調査の進捗管理の徹底等を実施。その結果、調査終了までの日数が短縮（経済産業省）
- 消防機関と機構との連携を図るための会合を引き続き開催する等により、情報共有をより一層促進（総務省（消防庁）及び経済産業省）

(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供

勧告事項

- 原因不明の通知を受けた重大製品事故について、事業者名等を含む事故概要を迅速に公表（消費者庁）
- 消費者安全法の通知を端緒として重大製品事故の発生を知った場合、事業者名等を含む事故概要を迅速かつ適切に公表（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 原因不明であっても、なお製品起因が疑われるとして経済産業省から通知された重大製品事故について、原則 5 日以内に事業者名等を公表。リコール製品については、原因究明を待たずに当該情報を公表（消費者庁）
- 事業者への重大製品事故報告の指導等により、事業者名等を含む事故概要を引き続き公表（消費者庁）

(4) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供

勧告事項

- 回収等の事例をより多く示すなど事業者による製品の回収等の実施を促すための取組の推進（経済産業省）
- 製品の回収等に関する情報を一元的に収集し、提供する仕組みの構築（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 的確にリコールが実施された事例を取りまとめ、ホームページに掲載。業務方針に従い、事業者の再発防止対策の進捗管理を行い、適時適切に指導（経済産業省）
- リコール情報を一元的に収集し、わかりやすく提供するサイトをホームページにおいて公開（消費者庁）

※勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

製品の安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）等の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成21年8月1日～23年2月1日
- 2 調査対象機関 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【勧告日及び勧告先】 平成23年2月1日 消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対し勧告

【回答年月日】 消費者庁 平成23年8月12日 経済産業省 平成23年8月22日 総務省 平成23年8月23日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

消費者庁 平成24年10月23日 経済産業省 平成24年10月22日 総務省 平成24年10月17日

【調査の背景事情等】

平成18年のガス瞬間湯沸器の不具合による一酸化炭素中毒死事故等を踏まえ、消費生活用製品安全法を改正し、平成19年5月から、製造・輸入事業者（以下「事業者」という。）に対し、重大製品事故の国への報告等を義務付け。また、平成21年9月から消費者安全法により、行政機関の長等は消費者庁に重大事故等を通知。しかし、製品安全対策については、消費者への情報提供が不十分、事故製品の回収が低調等の問題が指摘。

本調査は、製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、製品安全対策の実施状況を調査。その結果、平成23年2月1日に消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対して、消費者の安心と安全を確保する観点から、①製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供、②事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供等について勧告

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>1 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等 (1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集 (勧告要旨)</p> <p>消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な収集を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 消費者庁及び経済産業省は、重大製品事故については消費者庁に、また、非重大製品事故については機構に迅速かつ的確に報告するよう事業者に対し周知・徹底することに関してより一層取組の充実を図ること。</p> <p>さらに、消費者庁は、事業者が重大製品事故に該当するか否かの判断ができない案件については、同庁に迅速に相談するよう運用を明確化し、事業者に周知・徹底を図るとともに、相談があった案件の内容に応じた適切な事後措置を講ずること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、重大製品事故(注)の発生を知った日から10日以内に内閣総理大臣(消費者庁長官)に報告する(義務)。 (消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「製品安全法」という。)第35条第1項) (注)「重大製品事故」とは、製品事故のうち、死亡、負傷(30日以上の要治療)、一酸化炭素中毒、火災等が生じたものをいう。 ○ 平成21年9月、消費者行政の司令塔として消費者庁が設置され、以降は消費者庁が所管。 ○ 経済産業省は、重大製品事故に該当しない事故(以下「非重大製品事故」という。)等に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に報告するよう関係団体等に対して要請。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> → : 「回答」時に確認した改善状況 ⇒ : 「その後の回答」時に確認した改善措置状況 </div> <p><改善状況></p> <p>1 製品事故の報告制度の周知・運用の明確化</p> <p>→ 消費者庁及び経済産業省は、以下の取組により、製品事故に関する報告の徹底及び、事業者が重大製品事故に該当するか否か判断できない案件について消費者庁へ迅速に相談することについて、一層の周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 関係団体に対し、平成23年3月に通知等を送付し、会員企業に周知を要請 ii) シンポジウムや説明会等における更なる周知の徹底 iii) 製品事故の報告制度を解説した事業者用のハンドブックの改訂に向けた取組の実施 iv) 両省庁のホームページに当該制度・運用について掲載 <p>⇒ 消費者庁及び経済産業省は、上記の取組を引き続き実施することにより、当該制度・運用について、事業者に対して周知・徹底を図っている。上記iii)の事業者用ハンドブックについては、これまでの製品事故の報告制度の運用実績を踏まえて、平成24年7月に改訂し、両省庁のホームページに掲載した。この中で、事業者が重大製品事故か否か判断できない場合の対応についても分かりやすく記載している。</p> <p>さらに、経済産業省では、当該制度を始め事業者に求められる製品安全への取組を別途のハンドブックとして整理し、同省のホームページに平成24年6月に掲載した。</p> <p>2 事業者からの相談への対応</p> <p>⇒ 上記1の取組の結果、平成23年4月から24年7月までの間において、重大製品事故に該当するか否か判断できないとして事業者から消費者庁に相談があった件数は231件であり、このうち78件が重大製品事故に該当するものであった。これらについては、速やかに報告書を提出するよう指導しており、全件について報告期限(重大製品事故の発生を知った日から10日以内)が遵守されている。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が事故の発生を把握してから国への報告までに長期(11日以上)を要しているもの13.0% (315件中41件)。このうち、 <ul style="list-style-type: none"> i) 報告制度の不知等により、重大製品事故の報告期限を超過したもの22.0%(41件中9件) ii) 重大製品事故か否かの確認等に時間を要し、重大製品事故であることを認識するまでに長期を要したもの78.0% (41件中32件) ○ 事業者の非重大製品事故の報告状況を調査した結果、発生から報告までに30日以上を要しているもの14.8% (54事業者中8事業者) <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 消費者庁は、消防庁を通じて消防機関に対し、事業者から消費者庁への製品安全法の規定に基づく報告が迅速に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、当該情報を迅速に事業者に連絡するよう協力要請を行うこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が事故の発生を把握するまで長期(11日以上)を要しているもの14.6% (314件中46件)。 このうち、事業者が事故の発生を把握する以前に消防機関が把握していたもの45.7% (46件中21件)。 	<p>＜改善状況＞</p> <p>→ 消費者庁では、平成23年2月、末松副大臣（当時）が総務大臣を訪問し、製品起因が疑われる事故の情報を消防機関が把握した場合に、①迅速に事業者へ連絡すること、②幅広く迅速に消費者庁に通知されるようにすることについて協力を要請するとともに、消費者庁長官から消防庁長官に対し、同趣旨の文書を発出。</p> <p>⇒ この協力要請の結果、平成 23 年度に総務省消防庁から消費者庁に対して通知のあった重大事故等（火災）の件数が 999 件と、前年度に比べ約 3.8 倍に増加した。消費者庁では、これらの事故について、事業者の倒産・廃業等の事情があったものを除き、全件について製品安全法に基づく重大製品事故報告があったことを確認している。</p> <p>＜参考＞ 総務省（消防庁）の対応</p> <p>→ 総務省（消防庁）は、勧告前に、消防機関に対し通知を発出し、重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるもの等について、迅速に事業者に連絡するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場を利用して、さらに一層の周知・徹底を図っている。</p> <p>⇒ 本件について更なる徹底を図るため、当該会議等において一層の周知を図った。その結果、平成 23 年中の製品火災のうち電気用品及び燃烧機器に係る 546 件についてみると、製造・輸入事業者や製品の型式が判明しない、製造・輸入事業者が既に倒産しているなど特段の事情があった場合を除く全件（406 件）について、各消防機関から事業者へ連絡が行われ</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 消費者庁は、警察庁及び消防庁を通じて警察機関及び消防機関に対し、消費者庁への消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知が的確に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、幅広く迅速に警察庁又は消防庁に報告するよう協力要請を行うこと。</p> <p>また、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は、幅広く迅速に通知されるようにすること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 平成21年9月1日に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）において、行政機関の長等は、重大事故等（注）が発生した旨の情報を得た場合、直ちに内閣総理大臣（消費者庁長官）に通知する。</p> <p>（消費者安全法第12条第1項）</p> <p>（注）「重大事故等」とは、消費者の生命又は身体について被害が発生した事故のうち、死亡、負傷（30日以上の上の要治療）、一酸化炭素中毒、火災等が生じたものをいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 事業者が製品安全法に基づき報告した重大製品事故について、消費者安全法に基づく警察庁・消防庁の通知がないもの84.8%（66件中56件）</p>	<p>ている。</p> <p><改善状況></p> <p>1 消防庁及び警察庁への協力要請</p> <p>→ 消費者庁では、平成23年2月、末松副大臣（当時）が、総務大臣及び国家公安委員長を訪問し、消防機関又は警察機関が製品事故が疑われる情報を把握した場合に幅広く迅速に消防庁又は警察庁に報告されるよう、協力を要請した。また、消費者庁長官から消防庁長官及び警察庁長官に対し、同趣旨の文書を発出。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p><参考> 総務省（消防庁）の対応</p> <p>→ 総務省（消防庁）は、勧告前に、消防機関に対し通知を発出し、電気用品及び燃焼機器の火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因が特定できない場合等について、同庁に幅広く迅速に報告するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場を利用する等して一層の周知・徹底を図っている。</p> <p>⇒ 本件について更なる徹底を図るため、当該会議等において一層の周知を図った。</p> <p><参考> 警察庁の対応</p> <p>→ 警察庁は、勧告前から、都道府県警察本部に対し、消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合の報告について通知を発出し、報告要領、具体的報告事項等について指示し、以来あらゆる機会を通じて周知・徹底を図ってきたところであり、平成22年11月、23年5月に開催した全国規模の会議において、製品事故発生時には幅広く迅速に報告するよう指示したほか、学校教養においても同内容を指示した。</p> <p>⇒ 引き続き、平成23年10月、11月、24年4月（2回）及び5月に開催した全国会議において、製品事故認知時の対応について指示したほか、警察学校等における教養の場においても、製品事故が疑われる情報を把握した際は、幅広く迅速に同庁に報告するよう、一層の周知・徹底を図った。</p> <p>2 消防庁から消費者庁への幅広く迅速な通知</p> <p>→ 消費者庁では、平成23年2月、末松副大臣（当時）が、総務大臣を訪問し、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は幅広く迅速に通知されるよう、協力を要請した。また、消費者庁長官から消防庁長官に対し、同趣旨の文書を発出。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>④ 消費者庁は、関係機関からの消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知を踏まえ、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告を行っていない事業者に対して適切な報告を指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 上記のとおり</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 消費者安全法に基づき消費者庁に通知され、平成21年12月9日から22年3月末までに公表された重大事故等について、製品安全法に基づき事業者からの報告がないもの9.2% (65件中6件)</p> <p>(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故の迅速な原因究明に資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、総務省（消防庁）は、消費者の安心と安全を確保するため、電気用品及び燃焼機器の火災等の事故に係</p>	<p>⇒ この協力要請の結果、総務省消防庁から通知される重大事故（火災）については、火災原因を現在調査中の事案も含めて迅速に通知されており、平成23年度の通知件数は999件と、前年度に比べ約3.8倍に増加した。</p> <p><参考> 総務省（消防庁）の対応</p> <p>→ 総務省（消防庁）は、消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知について、平成23年2月に運用を改善した。その結果、改善前6か月間の1か月当たりの通知件数の平均が13.7件であったのに対し、改善後5か月間の同値が181.4件と増加（注）。</p> <p>⇒ 重大事故等の消費者庁への通知について、上記の運用改善から平成24年5月までの間の1か月当たりの通知件数の平均は140.8件であり、改善前よりも増加（注）。</p> <p>（注）製品安全法の対象外の事故（例えば自動車等による火災）を含む。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、消費者安全法が施行された平成21年9月以来、消費者安全法の重大事故等が、製品安全法に基づき報告されているかどうか確認し、報告されていない場合には、消費者庁から事業者に対して連絡をとり、報告するよう指導。22年4月からは、重大事故等の通知があった場合には、即時に重大製品事故報告がなされているかについて照合するとともに、迅速かつ的確に報告漏れの事業者に対して報告を指導するよう作業方法を改善したところであり、今後も報告漏れの事業者に対し適切な報告を指導していく。</p> <p>⇒ 平成24年9月末現在、通知のあった重大事故等のうち製品に係るもの（直近1年間では1,194件）については、全て重大製品事故報告がなされているかについて照合し、報告漏れの事業者に対しては、迅速かつ的確に報告するよう個別に厳重に指導し、その事実を公表した。また、報告が遅延するに至った経緯と改善措置等について報告を求めるなど、必要性に応じて厳重な指導を行った。</p> <p><改善状況></p> <p>経済産業省は、以下の取組により、機構による事故原因の究明の迅速化を図っている。</p> <p>1 機構による進行管理の着実な実施</p> <p>→ 機構に対し、平成23年2月、下記について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品安全法に基づき、技術調査を行うよう指示を受けた重大製品事故について

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>る経済産業省との協力を資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 経済産業省は、機構に対し、事業者への報告書等の提出依頼に当たって、提出期限を設けて進行管理を行うという取組を定着させ着実に実施させること。また、事業者における原因究明の実施、機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 内閣総理大臣（消費者庁長官）及び主務大臣（経済産業大臣）は、必要と認めるときは製品の安全性に関する調査を共同して実施する。 （製品安全法第36条第3項） ○ 主務大臣（経済産業大臣）は、重大製品事故が発生した製品の安全性に関する技術上の調査を機構に行わせることができる。 （製品安全法第36条第4項） ○ 事業者は、製品事故が発生した原因を調査する（努力義務）。 （製品安全法第38条第1項） <調査結果の概要> ○ 機構の原因究明に長期(91日以上)を要しているもの82.5%（80件中66件） 長期を要している原因を調査した結果、機構が原因究明に必要な報告書等の提出を事業者に依頼する際、提出期限を設けていなかったことや、事業者の対応が遅かったことなどから時間を要したとみられるもの45.5%（66件中30件）</p> <p>(勧告要旨) ② 総務省（消防庁）及び経済産業省は、機構が経済産業</p>	<p>は、リスク評価に基づく優先度付けを行うとともに、それぞれの優先度に応じた技術調査の進捗管理を図るよう手順等をルール化し、規程類において明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して、事業者が行う事故原因究明調査に係る報告書その他の関係資料について、提出期限を設け提出を求めること。 技術調査の進捗状況等について定期的に報告すること。等 <p>⇒ 経済産業省は、機構において次の取組が行われていることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構は、当該手順等をルール化し規程類に明記するとともに、製品安全法に基づき技術調査を行うよう指示を受けた重大製品事故について、全てリスク評価に基づく優先度付けを行っている。 機構は、技術調査を行う際には、全件について、事業者が行う事故原因究明に係る調査報告書その他の関係資料について、提出期限を付して事業者に提出を求め、進捗管理を行うとともに、期限を超過する事業者に対しては適時適切に督促を実施している。 <p>さらに、経済産業省は、技術調査の進捗状況について、毎月、機構から報告を受けて進捗状況の確認を行うとともに、年度ごとの技術調査の実施状況についても取りまとめの報告を受け、公表を行っている。</p> <p>→2 機構が行う原因究明への協力要請</p> <p>→ 事業者に対して、事業者における原因究明の実施、機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させるため、関係団体に対し、機構が行う製品事故に係る原因究明への協力を文書により要請した。</p> <p>⇒ 経済産業省は、個別事案に応じて、引き続き製品事故に係る原因究明への協力を要請。</p> <p>⇒ これら1, 2の取組の結果、平成23年度に経済産業省から機構に調査指示を行った重大製品事故について、調査の終了までに要した日数の平均は69日間であった(22年度:79日間)。また、3カ月以内の調査終了率は92%となっている。 なお、調査期間が6カ月を超過したものが平成22年度45件から14件に減少した。</p> <p><改善状況> → 総務省（消防庁）及び経済産業省は、消防機関と機構との連携及び情報共有を図る</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>省からの指示を受けて行う調査において、消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等が迅速かつ有効に活用されるよう、消防機関と機構との連携及び情報共有をより一層促進させること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の原因究明に長期(91日以上)を要しているもの82.5%(80件中66件) <p>長期を要している原因を調査した結果、機構が製品火災の原因究明に当たり、消防機関との連携が図られていなかったと考えられるもの7.1%(火災42件中3件)</p> <p>(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供 (勧告要旨)</p> <p>消費者庁は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 機構から原因不明の通知を受けた重大製品事故について、なお製品起因の疑いがあるものとして、又は合同会議に付議するなどにより、事業者名及び型式名を含む事故概要を迅速に公表すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣(消費者庁長官)は、重大製品事故に係る製品の名称・型式、事故の内容等を公表する。 (製品安全法第36条第1項) ○ 経済産業省は、機構からの特定に至らなかったとして通知された事案であっても、なお製品起因が疑われる事故について消費者庁に通知。これを受け、消費者庁は、報道発表及びホームページ情報の更新を行い、事故製品 	<p>方策の検討を行うための会合を開催し、消防機関と機構双方の現状把握、相互の問題点の抽出及び今後の情報共有の在り方等について意見交換を実施した。</p> <p>これを踏まえ、消防庁は、平成23年6月、消防機関に対して、機構と消防機関との連携強化を図るための情報共有や窓口の整備等についての通知文書を発出した。また、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場において、当該連携に関し周知・徹底を図っている。</p> <p>経済産業省においても、機構に対して、上述の消防庁の通知と同日付で同趣旨の通知文書を発出した。</p> <p>⇒ 総務省(消防庁)及び経済産業省は、引き続き上記会合を開催し、個別の調査事案に係る情報共有や意見交換を実施している。</p> <p>また、消防庁は、平成23年9月及び11月、新たに連携強化に向けた運用改善に関する文書を消防機関へ発出し周知するとともに、類似火災の発生が懸念され、あるいは現に発生している個別の事案について、調査結果を経済産業省に情報提供するなど、更なる情報共有を図っている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、機構の原因究明の実施状況等について、毎週、経済産業省及び機構と検討等を実施することにより情報共有を図っており、原因不明であっても、事故の再発の可能性等を考慮して、必要に応じ、迅速な公表を行っている。</p> <p>⇒ 消費者庁では、毎週、経済産業省及び機構と検討等を実施することにより、機構が行う原因究明について迅速かつ確に実施されるよう働きかけるとともに、原因究明の結果、原因の特定に至らなかった事故であっても、なお製品起因が疑われる事故として経済産業省から通知のあった重大製品事故については、通知から原則5日以内に事業者名及び型式名を含む事故概要を公表している。</p> <p>また、事故原因を調査中の事故であっても、事故の再発の可能性等を考慮して、リコールが既の実施されている製品・型番に該当する場合、原因究明の終了を待たずに、事業者名・型式名等の情報を含め公表し、消費者に対して注意喚起を行っている。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>の名称・型式等の公表を行っている。</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が経済産業省へ原因不明と通知してから同省が原因究明結果を公表するまでの期間が11日以上のもの27.9%（61件中17件）のうち、公表までの間に事故が再発しているものあり（17件中2件）。 <p>（注）当該調査結果は、重大製品事故の報告制度が施行された平成19年5月から21年6月までの間に報告された重大製品事故の公表状況を調査したものである。21年9月の消費者庁の設立以前については、経済産業省が重大製品事故を公表していた。</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 消費者安全法の規定に基づく関係機関からの通知を端緒として、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の発生を知った場合には、同法の規定に基づき事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を迅速かつ適切に行うこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣（消費者庁長官）は、行政機関等からの通知件数、通知機関別内訳等、重大事故等に係る製品名、事故概要等を公表する。 （消費者安全法第4条第3項） <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年12月9日から22年3月末までの公表状況を調査した結果、消費者安全法に基づき消防庁から「製品起因による火災事故」と通知があり、重大製品事故に該当すると判明していたにもかかわらず、事業者名・型式名の公表がされていないもの9.2%（65件中6件） <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 事業者が製品事故情報を公表する取組を促進させるこ</p> </div>	<p>関係省庁が講じた改善措置状況</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 消費者庁は、消費者安全法に基づく通知を端緒として、重大製品事故の発生を把握し、一方、製品安全法に基づく事業者からの報告がない場合には、事業者に対し、製品安全法に基づく報告を行うよう指導すること等により、事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を迅速かつ適切に行うこととしている。</p> <p>⇒ 引き続き上記取組を実施。</p> <p>なお、平成24年2月から7月末までの間において、消費者安全法に基づく行政機関からの通知があった後に、製品安全法に基づく重大製品事故が報告され、事業者名・型式名を含む公表が行われていた87件についてみると、当該通知から公表までの日数は平均14日となっている（注）。</p> <p>（注）事業者からの重大製品事故の報告の提出を受けて事業者名等を公表する場合には、重大製品事故の報告期限（重大製品事故の発生を知った日から10日以内）に加え、消費者庁が重大製品事故の情報を公表するまでの日数（原則5日以内）を要する。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 消費者庁は、平成23年3月、関係団体に対し、事業者による製品事故情報の公表等</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>と。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、製品事故の情報を収集し、適切にこれを提供する(努力義務)。(製品安全法第34条第1項) <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が国へ報告した重大製品事故情報を自社のホームページで公表していないもの74.1%(54事業者中40事業者) <p>2 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び当該情報の的確な提供</p> <p>(1) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施(勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 事業者が、事故の多発可能性や拡大可能性がある場合に、自ら回収等の実施や暫定対応としての注意喚起等の実施について迅速かつ的確に判断できるよう、リコールハンドブック等において実例をより多く典型的に示すなどの取組を推進すること。</p> <p>② 重大製品事故が再発し、又は再発する急迫した危険がある場合において、事業者における原因究明の結果、再発防止対策の検討・着手の状況等についての確に把握した上で、その迅速な実施を指導するなどによって、迅速かつ的確な再発防止対策の実施を確保すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、事故が発生した製品の回収等危害の発生・拡大の防止措置を講じる(努力義務)。 	<p>を要請する旨の文書を発出し、同封した周知用チラシの会員企業への配布を依頼した。また、リスクコミュニケーション、シンポジウム、説明会、ホームページをとおして、当該公表に努めるよう周知・徹底を図っている。</p> <p>⇒ 上記について、引き続き取り組むとともに、消費者庁は、経済産業省と連携して重大製品事故の報告・公表制度を解説したハンドブックを改訂し、それぞれのホームページに掲載している。この中で、事業者は、製品事故の情報を収集し、消費者に対して提供しよう努めなければならない旨についても記載している。</p> <p><改善状況></p> <p>1 リコール事例集の作成・提供</p> <p>→ 経済産業省は、事業者の判断を促すための参考となるリコール事例を典型的に整理して、平成23年6月からホームページに掲載した。</p> <p>⇒ 上記リコール事例集に加え、これまでにリコールを行った事業者のうちの確にリコールが実施された事例を取りまとめた「リコールの実効性の確保に関する企業の取組事例集」を平成24年4月からホームページに掲載し、更なる情報提供の充実を図っている。</p> <p>2 事業者による再発防止対策の実施</p> <p>→ 経済産業省は、平成23年3月、関係団体に対し通知を発出し、事業者自らの責務で原因究明を迅速に行うとともに、その結果を速やかに機構に報告し、リコール等の情報を同省に連絡すること等を会員企業に周知するよう要請した。</p> <p>⇒ 事業者に対し、本件について個別事案ごとに要請。</p> <p>3 業務方針に基づく再発防止対策の指導</p> <p>→ 事故の再発可能性や拡大可能性がある場合等の速やかな事業者に対する再発防止策の検討等の指導について、平成23年2月、「重大製品事故対応要領」を作成し、重大</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(製品安全法第38条第1項)</p> <p>○ 主務大臣(経済産業大臣)は、事業者に対し、特に必要があると認めるとき、重大な危害の発生・拡大を防止するための措置を命じる。 (製品安全法第39条)</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 事業者が自らの原因究明の終了(原因不明を含む。)から回収等の実施の決定までに長期(31日以上)を要しているもの13.7%(51製品中7製品)</p> <p>○ 事業者が回収等の準備をしている間に重大製品事故が再発しているもの13.7%(同7製品)</p> <p>○ 回収等の決定から告知までに31日以上要しているもの27.5%(同14製品)</p> <p>(2) 事故製品の回収等に関する情報の的確な提供 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、事故製品の回収等に関する情報の消費者への的確な提供を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 消費者庁は、リコール情報を一元的に収集し、事故の重大性に応じて分かりやすく提供する仕組みを設け、これを消費者に対して周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国は、事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品に関する情報の提供等必要な施策を実施する。 (消費者基本計画)</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 事故製品の回収等に関する情報については、経済産業省、機構及び国民生活センターそれぞれ独自にホームペ</p>	<p>製品事故への対応の業務方針の明確化を図った。</p> <p>⇒ 当該要領に定めた業務方針に従い、①事業者に対し、再発防止策を早期に決定し実施するよう指導するとともに、事故の再発が懸念されるにもかかわらず、再発防止対策の実施までに時間を要すると見込まれたもの(3件)については、全て無償回収(改修)の実施に先立ち消費者への注意喚起を行うよう指導し、経済産業省においても注意喚起を実施、②省内の検討・フォローアップ体制を強化し、重大製品事故の原因究明、再発防止策等の進捗管理を実施、③リコールを実施している事業者に対しては、定期的に進捗報告を提出させるとともに、リコール後も事故が発生した案件を中心にヒアリングを実施し、更なる追加対策の実施が求められるものについては対策を検討するよう指導した。</p> <p>また、リコールの周知徹底により事故の未然防止を図るため、対象台数が多く、未対策品の事故が発生している等のリコール製品を特集したチラシを作成し、全国の製品安全セミナー等において配布するなど注意喚起を行った。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、平成22年度にリコール情報の周知方策についての製造事業者等へのヒアリングや国内外のリコール情報の収集、周知等に係る調査を行うとともに、効果的な周知システムの検討を実施。この結果等を踏まえ、今後、リコール情報を一元的に収集し、分かりやすく提供する仕組みの整備を早急に進めていく。</p> <p>⇒ 平成24年4月、ホームページに、リコール情報を一元的に収集・提供する「消費者庁リコール情報サイト」を公開した。</p> <p>本サイトの構築に当たっては、重大製品事故に相当する被害が生じるリコールを目立つように掲載、特に、高齢者・子ども向け商品に関するリコールについては、被害の程度にかかわらず目立つように掲載するなど工夫した。</p> <p>また、リコール情報について、カテゴリ、商品名、事業者名で検索できる機能や電子メールでリコール情報を受け取ることができる機能を搭載した。</p> <p>本サイトについては、消費者庁の行うシンポジウム、リスクコミュニケーション、事業者による自主勉強会等の場において紹介するなどにより、消費者等への周知を図った。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>ージに掲載し、機関間の情報共有が十分行われていない。)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 経済産業省は、特定保守製品に係る所有者情報の登録について、登録率を向上させるための対応策を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 平成 19 年の製品安全法の改正により、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多い9品目(特定保守製品)について、「長期使用製品安全点検制度」が創設され、21年4月1日から開始。</p> <p>同点検制度において、特定保守製品の所有者は、事業者に対して、所有者情報を提供(製品安全法第32条の8第1項)。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 特定保守製品に係る所有者情報の登録率が低調(平成21年度末現在26.4%)</p>	<p>関係省庁が講じた改善措置状況</p> <p><改善状況></p> <p>→ 経済産業省は、勧告前から、特定保守製品の製造・輸入を行う事業者(以下「特定製造事業者等」という。)に対して、これまでの取組状況、登録率が低調である理由、登録率向上のために工夫していること等について、ヒアリングを実施するとともに、流通事業者に対するアンケート調査を実施。</p> <p>業種横断的に本制度運用等の見直しを行うため、特定製造事業者等や事業者団体等を構成メンバーとする連絡会を開催し、ヒアリングやアンケートの結果の分析を踏まえつつ、改善策等について検討を行った。</p> <p>⇒ 制度の一層の定着に向けて以下の取組を実施。</p> <p>① 当該制度のガイドラインを改定し、所有者票の改善(視認性の向上、簡素化)、所有者票の代行記入が可能なこと等について記載を追加。ホームページにおいて公表した。</p> <p>② 消費者の認知・理解の向上のため、消費者団体と協力し、消費向けの広報資料・リーフレットを作成し周知した。</p> <p>③ 関係する事業者に対して、登録率の向上等、制度の一層の定着に向けて協力要請文書を発出し、ガイドラインの改定内容を周知するとともに、取引先の事業者等や消費者に本制度の周知を要請した。</p> <p>また、販売事業者等に対して、所有者への説明義務の徹底を要請し、特定保守製品の設置・修理等を行う関連事業者に対しては、販売事業者等に協力して、所有者情報の登録促進等への取組を行うこと等を要請した。</p> <p>④ 経済産業省と事業者等による連絡会を開催し、特定製造事業者等の取組によるベストプラクティス等の情報を共有した。</p> <p>なお、平成24年3月末現在で登録率は34%に増加。</p>